

議案第 71 号

特別区人事及び厚生事務組合規約の一部を変更する規約  
上記の議案を提出する。

令和 3 年 11 月 24 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

特別区人事及び厚生事務組合規約の一部を変更する規約  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり特別区人事及び厚生事務組合規約（昭和 26 年 8 月 10 日東京都知事許可）の一部を変更する。

（提案理由）

特別区人事・厚生事務組合の共同処理する事務に関し、規約の一部を変更する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第 290 条の規定に基づき提出するものである。

特別区人事及び厚生事務組合格約の一部を変更する規約

特別区人事及び厚生事務組合格約（昭和26年8月10日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第3条第8号中「生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める」の次に「救護施設、」を加える。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。